

市民後見人No.10

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.20)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
会事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月・水10-16時のみオープン)
TEL：03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)
FAX：03-3786-6326 (24時間ファックス対応用です)
MAIL：info@shimin-kouken.net ホームページ：<http://www.shimin-kouken.net/>

★03・3786・6326★

■ファックス対応の専用電話を 設置しました■

先日、事務所の電話回線を増設、ファックス専用にして24時間、ファックス受信を可能にしました。ご存知のように、当会の事務局対応は財政事情から時間のある会員が無償で事務局に詰めざるを得ません。そのため、現在は、月、水曜日の10-16時のみ事務所をオープンしています。その他の時間はファックス受信に切り替えていましたが、電話による問い合わせにも事務所外で応じられるよう転送装置を付加したためファックス受信装置が機能しなくなりました。

このため、市民後見人養成講座への申し込みファックスの受付先を会員の自宅電話にしたのですが、深夜や早朝などにもかかってくるため生活に支障が出るようになり、急遽、事務所内にファックス専用電話を導入したわけです。

通話は従来の電話番号へ、ファックスは新番号へお願いします。メールアドレスをお持ちの方はメール通信を優先させてください。

■新会員の皆様へ■

先日の「市民後見人養成講座・新規研修」(10月31日～11月2日)受講者のうち、現在までに9人が当会会員になり、その方たちへは今号が初の送付となりますので、この会報について若干ご説明します。

会報は、原則、月1回を目標に主に事務局から会員への連絡用に1枚のみ発行しています。迅速で経済的なことからEメールアドレスをお持ちの会員に会員メール網(kouken-s@yahogroups.jp)で送信、それ以外の会員にはファックスまたは郵送で送っています。会員から事務局へのメールでの個別のご連絡は、会報題字下の「info@shimin-kouken.net」をお使いください。会員メール網で返信すると、メールを登録している会員全員にその内容が表示されますので、**ご注意ください**。

事務局体制が充実してくれば、会報を単に事務局からの連絡だけでなく、後見活動に役立つ様々な情報や会員間の相互交流の場にもしていきたいと考えています。

■お願い■

来年1月23日(金)-25日(日)に開催する「市民後見人養成講座・新規研修」の実施要綱チラシを添付しました。前回同様、宣伝、よろしくご協力ください。

(文責・古賀) 止